

これまでの審議を踏まえた主な論点

改革の意義

- 民間非営利活動の促進
 - ・ 価値観や社会ニーズが多様化し、従来の地域コミュニティの役割が低下する中、個人による社会構築への主体的参加や自発的活動の傾向
 - ・ 民間非営利活動の促進による個人のライフスタイルに応じた自己実現の機会の増進と活力ある社会の実現
 - ・ 政府と市場だけでは様々な社会問題への対処が困難な時代となる中、21 世紀の社会・経済システムにおける、民間非営利部門の役割の重要性
 - ・ 官民の役割分担の見直しという観点から、活力ある民間部門と簡素で効率的な政府の実現にも資する

- 公益法人制度の諸問題への対処
 - ・ 現行の公益法人が果たしてきた、民間非営利活動を担う代表的主体としての重要な役割
 - ・ 現行の公益法人制度について、主務官庁の自由裁量による許可主義の下、法人設立が簡便でない、事業分野毎の主務官庁による指導監督が煩雑、情報開示(ディスクロージャー)が不徹底、公益性の判断基準が不明確、公益性を失った法人が公益法人として存続し、優遇措置を受け続ける、ガバナンス(法人の管理運営のあり方)に問題がある、といった指摘に適切に対処する必要
 - ・ 何が公益であるかを政府が裁量によって一方的に決定すべきといった考え方を見直す必要性

- 基本的検討方針
 - ・ 今後の民間非営利部門の役割の重要性を踏まえ、新たな非営利法人制度創設の必要性
 - ・ 新たな非営利法人制度を創設する意義として、営利(剰余金の分配)を目的としない民間団体について、公益性の有無に関わらず、一般的に法人格取得の機会を与えることを通じて、人の結合体の自由活発な活動を促進し、一層活力ある社会の実現を図る点が重要
 - ・ 主務官庁制の抜本的見直しが必要との考え方の下、法人設立の簡便性、法人の自律性、情報開示による透明性、公益性判断の客観性の確保、法人格の取得と公益性の判断の分離、ガバナンスを強化し、しっかりした規律を確保する必要性、という視点を踏まえ、現行の公益法人制度を改革する必要

新たな非営利法人制度

一般的な非営利法人制度の創設

- ・ 公益性の有無に関わらず、準則主義(登記)により簡便に法人格を取得できる非営利法人(仮称)制度を創設
- ・ 財団については、今般の改革の趣旨を尊重しつつ、制度的課題も含め、その在り方を検討

社団形態の非営利法人(仮称)制度の骨格

- ・ 非営利法人(仮称)の行い得る事業については、格別の制限をせず、公益活動を含めたあらゆる活動ができることとする。
- ・ 営利法人制度との区別を明確化するため、非営利法人(仮称)における社員の権利・義務の内容としては、出資義務を負わない、利益分配請求権を有しない、残余財産分配請求権を有しない、法人財産に対する持分を有しないこととする。
定款又は社員総会の決議によって、社員に残余財産を帰属させることは妨げない。
- ・ 設立、社員、管理、定款の変更、解散、清算、合併に関する所要の規定を置くこととし、外部者による監査等、法人の規模等に応じた特例の要否について、さらに検討。
- ・ 非営利法人(仮称)制度と中間法人制度との関係について、さらに検討

財団形態の非営利法人(仮称)制度の検討事項

- ・ 公益性を要件としない財団法人制度の創設の適否、基本財産、ガバナンス、寄附行為の変更等に関する規律の在り方について、さらに検討

新たな非営利法人制度における公益性の位置付け

- 公益性の考え方

[考え方]

- ・ 利他の視点の重要性
- ・ 縦割りの主務官庁制の下における、自由裁量による公益性判断の仕組みを見直す必要

[今後の検討課題]

- ・ 公益性の捉え方について、事業に着目するほか、その主体である法人の目的や規律を考慮する観点も踏まえ、さらに検討
- ・ 公益性について、不特定多数人の利益を図ることをどの程度厳格に求めるかなど、公益性をどの程度の範囲のものとして捉えるべきかについて、さらに検討

- 公益性を判断する意義

- ・ 公益性を有する場合に特別の取扱いを行うことについて、公益性を有するに相応

しい規律のしっかりした法人の受け皿となる仕組みにより、市場経済では供給が困難な財・サービスが安定的に提供される、そうした仕組みが、寄附やボランティアといった私人の善意の受け皿となることを通じて、私人の公益的活動が促進されるといった意義

- ・ 公益性に係る特別の取扱いの効果について、税制上の措置、法人のガバナンスの強化、社会的信用の向上等の視点を踏まえ、さらに検討

公益性を取扱う仕組みのあり方

- 基本的考え方

- ・ 次の3つの考え方を基に、公益性を取扱う仕組みのあり方について、さらに検討
その際、公益性の判断にどのような効果が伴うかを踏まえる必要
- A. 国等の機関が公益性を判断することとし、公益性を有するに相応しい、しっかりした規律の法人の受け皿となる仕組みが必要との考え方に基づき、その仕組みを民法など税法以外の法律で規定する考え方
- B. 専ら税制上の効果に着目し、税法以外には公益性を取扱う仕組みを特に設けない考え方
- C. 国等の機関は公益性を判断せず、民間機関が行う考え方

- 判断主体のあり方

[考え方]

- ・ 主務官庁制の縦割りの弊害を避ける観点から、公益性を統一的な機関で判断する必要

[今後の検討課題]

- ・ 仕組みの考え方A～Cについて、公益性の統一的な判断機関のあり方、判断主体に係る税制上の問題点を踏まえつつ、そのあり方を検討
- ・ 判断主体を行政機関とする考え方については、的確な公益性判断等を担保するための一定の体制(組織・人員等)の必要性と、行政部門の膨張抑制の要請との調和を図る視点を踏まえ、さらに検討
- ・ 所管省庁が、行政分野に係る公益性の判断に資する情報を保有しているとの指摘に留意
- ・ 地方における判断主体のあり方について引き続き検討
- ・ 公益性判断に伴う不服申立てなど不利益救済のあり方について、さらに検討

- 判断要件のあり方

[考え方]

- ・ 公益性の判断要件は、判断に当たっての裁量の余地を出来るだけ排除し、客観的で明確なものとする必要

- ・ 時代の変化に応じて適切に見直すことができる必要
- ・ 法人を目的、事業、規律の面から捉えた上で、(a)公益性を有すると判断する際の要件と、(b)その公益性が維持・確保されるための要件に分けて検討
- ・ 形式的な要件に加え、活動実績についての要件が必要

[今後の検討課題]

- ・ 具体的な要件について、公益性を取扱う仕組みの効果を念頭に置きつつ、現行の民法・指導監督基準及び NPO 法人制度等の関連規定や、公益法人等の実態を踏まえ、定量的に捉える観点も含め、さらに検討
- ・ 当初の公益性判断の段階の要件として、事業計画や予算上の裏付けに加え、事業などの活動実績の必要性について、改革の意義も踏まえ、さらに検討
- ・ 法人や事業の規模に配慮した要件や地方における判断の仕組みに応じた要件の要否について、さらに検討
- ・ 公益性を有する法人の解散時の残余財産の帰属については、社員への分配を禁止する方向で、さらに検討

- 適正運営の確保のあり方

[考え方]

- ・ 非営利法人が公益性を有する場合は、ガバナンスを強化し、一般の非営利法人に比べしっかりした規律を確保する必要
- ・ 法人の活動についての透明性を高める観点から、十分な情報開示を行うことが重要
- ・ 公益性の維持・確保の観点から、法人の不適切な活動に対処するための、外部の実効性ある事後チェックの仕組み(手段)が必要

[今後の検討課題]

- ・ ガバナンス強化の観点から、理事の責任のあり方や理事に対するコントロールのあり方等について、さらに検討
- ・ プライバシーの保護に留意しつつ、利害関係者に加え、広く国民一般に対する情報開示を通じた、いわゆる社会監視の考え方を踏まえ、情報開示の開示対象、開示内容、開示方法のあり方について、さらに検討
- ・ 法人運営の自律性とのバランスに留意しつつ、実効性ある事後チェックの仕組み(手段)のあり方について、さらに検討
- ・ 上記のガバナンスの強化等のあり方については、公益性を取扱う仕組みの効果を念頭に置きつつ、現行の関連法制等や、公益法人等の実態を踏まえ、検討
- ・ ガバナンスや情報開示等のあり方について、法人や事業の規模に配慮する必要性について、さらに検討

(以上)